

地域密着型サービス事業者公募に関する質疑応答

No	区分	質問	回答
1	小多機・ 看多機	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所を建設したいと考えております。 建設予定地の地権者が、同じ敷地内や同一建物で住むことは可能でしょうか。	同一敷地内に地権者が居住する場合は、建物については明確に分かれていれば問題ありません。ただし、庭部分については施設利用者と地権者が混在しないように、敷地を分けるようにしてください。 同一建物内に地権者が居住する場合は、庭部分に加えて、(看護)小規模多機能型居宅介護施設部分と、地権者の居住部分を明確に分ける必要があります。 例えば、地権者が利用するもの(出入口、お風呂、トイレ、台所など)と、(看護)小規模多機能型居宅介護施設の利用者が利用するものはすべて明確に分けてください。また、(看護)小規模多機能型居宅介護施設と地権者の居住部分が扉などで行き来できるようになっている場合も不可となります。
2	小多機・ 看多機	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所で共生型サービスで応募することは可能でしょうか。	共生型サービスについては、今回の公募では不可とはしておりませんので、今回の公募の対象となります。ただし、提出書類については共生型サービスを前提として資料の作成をしてください。また、プレゼンテーション時にも、共生型サービスを踏まえたプレゼンテーションを実施してください。 共生型サービスの介護保険の指定手続きについては、本公募の応募いただき、事業予定者となり、その後も問題なければ指定を受けることができます。 共生型サービスの障害福祉福祉サービスの指定手続きについては、茨城県障害福祉課自立支援グループとの事前協議が必要になりますので、茨城県障害福祉課自立支援グループまでお問い合わせください。
3	全体	BCPの作成方法についてご教示ください。	BCPの作成方法については、公募に関する質問としては適切ではありませんので、回答いたしません。